

PRESS RELEASE

2025年3月吉日 生活協同組合コープさっぽろ 広報部

北海道及び札幌市の「国民保護法」に基づき 道内10店舗が緊急一時避難施設に指定

生活協同組合コープさっぽろ(以下、コープさっぽろ)では、3月27日(木)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、国民保護法)第148条に基づく、北海道国民保護計画の避難施設として、小樽南店をはじめとする10店舗が指定されました。

北海道では、国民保護法に基づき、ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物等を緊急一時避難施設に指定しています。道内の「緊急一時避難施設」は、これまで学校、公民館、体育館等の公共施設を中心に指定していますが、北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射を受け、2022年度から大規模集客施設等の活用も含めた追加指定に向け、取り組みを進めています。道が民間組織の店舗施設を緊急一時避難施設に指定するのは、北海道では2例目となります。

つきましては、以下のとおり実施いたしますので、取材のほどよろしくお願いいたします。

【概 要】

■指定日 2025年3月27日(木)

■店舗 小樽南店(小樽市入船1-7-7)

倶知安店(虻田郡倶知安町北3条西4-3-2)

旭岡店(函館市西旭岡町3-3-1)

ステイ店(苫小牧市三光町5-6-4)

パセオ川沿店(苫小牧市川沿町6-15-3)

岩見沢南店(岩見沢市美園6条8-6-15)

桜ヶ岡店(釧路市桜ヶ岡4-2-22)

曙店(釧路郡釧路町曙3-11-1)

ねむろ店(根室市曙町3-5)

きたみ春光店(北見市春光町1丁目)

【報道関係のお問合せ先】

生活協同組合コープさっぽろ 専務理事 小松 均 広報部 広報メディアグループ 森ゆかり・前田楓華〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10-1 TEL 050-1741-5516(平日9時~18時)